市立中央病院完成

鉄筋四階冷暖房エレベーターつき

明るい病室百五十床完備

市民待望の鉄筋コンクリート四階建冷暖房やエレベーターを完備した市立富士中央病院がこのほど竣工をみましたので四月十六日新築成つた同病院で関係者多数を招き落成式を挙行しました。

この市立富士中央病院は戦時中のバラック建築で腐朽甚しく且狭隘であるためかねてより増改築が強く叫ばれていたもの。

そこで市は三十二年度に厚生年金保険積立金の還元融資を受け昭和三十三年五月病院を増改築することになり同年五月六日現地説明を終り入札の結果、主体工事を株式会社石井組が六千七百八十万円、上下水道、ボイラーその他衛生施設をシブヤパイピング工業株式会社が千八百万円、電気工事を静岡電気工業株式会社が九百八十四万円、エレベーター工事については三菱電気工業株式会社が四百三十四万円、合計九千九百九十八万五千円でそれぞれ請負い同年六月六日工事に取掛り本年四月十六日ここに内外共に近代施設を誇る白亜の総合医療センターが完成したのであります。

つきに新病院の工事概要は次の通りです。

▽総延一四、四四〇、七一平方米（一、三四五坪）
▽建物の高さ地上より扶壁上端まで一四、五五米
▽冷暖房換気完備
▽ダムウエーター完備
▽室数五十六室、百五十病床
▽地階　電気室、冷暖房機関室、倉庫その他
▽一階　外来各科、事務室、薬局、手術室、分娩室、待合室、宿直室、電話交換室、その他
▽二階　産婦人科、講堂、浴室、配膳室、会議室、院長室、婦長室、医局、病室（三十五病床）その他
▽三階　浴室、配膳室、病室二十四室（六十病床）その他
▽四階　一般病室十三室（三十五病床）結核七室（二十病床）
▽屋上　ホール、水槽室、エレベーター機関室、物置、その他

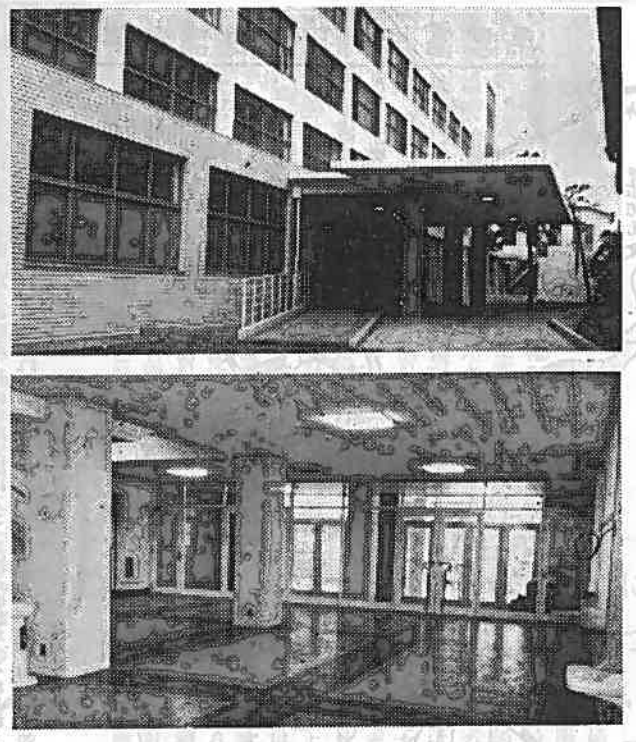

写真（上）は玄関ポーチ（下）は玄関ホール

国保だより

国民健康保険について

本年一月一日より国民健康保険法が全面的に改正になりました。これによりますと次の点が改正になった要点です。

①**全国の各市町村**は国民健康保険の実施の義務が課せられました。（従来は各市町村の任意であった）

②**被保険者**についても市町村の区域内に住所を有するもの（今までは**その市町村の区域内の世帯主及びその世帯に属するもの**）全員となり他郷に修学中の学生のように親元に住所を有し、かつその世帯に属すると考えられるような者も被保険者として取扱われる。（この場合（学）の被保険者証を本人に交付する）また他の社会保険の被保険者及び被扶養者、生活保護を受ける者（生保該当より三ケ月を経た時から）或は貧困のため市民税の免除をうけている者等は被保険者としての資格を失う。（従前は社会保険、被扶養者との二重加入を認めていた市町村もあり又生活保護も生活扶助を受けている者のみ除外され医療扶助或は住宅、教育扶助等を受けていた者は被保険者として取扱われた）また療養所の入所患者や外国人等についても規定がおかれている。これらの資格の得そうについて被保険者の属する世帯主に十日以内に届出することが義務づけられ規定の届出をせず又は虚偽の届出をした場合には罰則として過料を科せられることになりました。丁度学校卒業時であり卒業して社会保険等の被扶養者の資格を失い国保に該当する者があると思われますので、その者についての届出人及び当然国保に加入しなければならない者の届出、或は他の社会保険の被保険者及び被扶養者となり国保を除外しなければならない者の届出等を至急なさるよう御注意下さい。

③**保険給付**についても大体他の社会保険と同様統一されましたが一部については市町村に於て給付しなくてもよい（但し昭和三十六年三月三十一まで）とされております。**療養費**の取扱いについては静岡県下なら大体どこの病院、医院に行っても国保診療を受けることが出来る（他府県でも国立其他の契約してある病院も同じ）ようになりました。今後の療養費の償還払機関との間に契約を結ぶことになりましたから県下ならどこの病院、医院でも国保診療を受ける事が出来るようになりました。病院は或は医院の窓口にて支払う一部負担金も原則として五割になり、窓口払が他府県の場合も知事と特別の契約した病院は同様の扱いです。（現在国立及び官公立病院は大体診療してもらえると思います）

④**助産費、葬祭費**は被保険者である者に給付されますが、特に死産の場合、妊娠四ケ月以上であつた場合には給付されます。

⑤**療養取扱機関**（従来は療養担当者）について旧法に於ては保険者（国保を行っている各市町村をさす）と療養担当者と個々に協定していたが、県単位に知事と各療養取扱機関との間に契約を結ぶことになりましたから県下ならどこの病院、医院でも国保診療を受ける事が出来るようになりました。

⑥**保険税**についても国民健康保険事業の費用に当てる事は従来通りですが地方税法の一部に改正があり当市も条例により納期を四月、六月、八月、十月、十二月、翌年二月の六回となり所得割の算定に用いる市民税等が決定されない場合等は重収の特例が用いられます。保険税の収納状況が悪いと国庫負担金交付額が左右されますので納税は必ず納期内にお願いします。

⑦**国庫補助金**も国庫負担金とあらためられ療養給付費は二割、事務費は被保険者数によります。その他保健婦補助金、直営診療施設補助金及び保険税と療養給付費とのアンバランスを是正、突発的な疫病の流行病或は災害等による給付費の膨張等に具へるため調整交付金という制度も新設されました。

以上ですが当市も法改正により市条例も全面的に改正され四月一日より法にそった方針で運営しております。若し不明の点がありましたら詳細を市保険課までお問合せ下さい。

（保険課）

入場券のこない方は連絡を

富士市選挙管理委員会では参議院議員選挙の入場券を作っておりますが、おそくも五月十日前後には各家庭のお手元に届くよう配布したいと思つております（但し富士地区は県議会議員選挙の入場券と同様に市職員が各家庭を訪問して配布します）

万一選挙権があつて入場券の届かない方がありましたら御遠慮なく市選挙管理委員会（電話　二六三三番）えお尋ね下さい（総務課）

お米の配給所を

変更したい世帯は

五月十一日、十二日の二日間、市役所商工課又は田子浦、岩松両支所の窓口に主要食糧購入通帳及び世帯主の印鑑を持参し、所定の様式により届出をし承認を求めて下さい。

ただし現在登録してある配給所に配給代金の貸借関係がない場合に限り配給所の変更が認められますので御承知下さい。

なお配給所変更届出の受付期間は五月十一日、十二日の二日間以外一切届出は受付けません。

（商工課）

6月2日　参議院議員選挙

補充選挙人名簿の登録は忘れずに申請しましょう

五月七日公示ときまりました参議院議員選挙は、六月二日が投票日です。

そこで選挙管理委員会では選挙のあるたびに新たに選挙権を得た人を登録するために「補充選挙人名簿」を作つており、こんど行われる参議院議員選挙でも五月十五日現在で補充選挙人名簿が作られます。この名簿は選挙権のある方が選挙管理委員会に申請して、初めて名前が名簿に登録されるのです次のことがらに該当する方は必ず期間内に登録申請して下さい。

◆昭和三十四年二月十五日以前から富士市内に住所を有している者。

◆昭和十四年五月十六日以前に生まれた者。

また選挙権はあるが基本名簿に手違いで登録されなかつた者および県議会議員選挙の際、補充選挙人名簿の登録申請をしなかつた者もこんどは忘れずに申請して下さい

申請期間は5月16日から20日迄

こんど新らしく作られるこの補充選挙人名簿の申請期間は五月十六日から五月二十日までの五日間でこの期間内は土曜日、日曜日でも毎日午前八時三十分から午後五時まで受付ておりますから該当者は一人のもれもなく申請して下さい期間を過ぎてからは、どんな事由があつても受付ませんからくれぐれも御注意下さい。

尚申請用紙はいままでは各戸に一枚宛お届けしておりましたが、参議院議員選挙からは、各部落の区長さんのお宅と市役所総務課内選挙管理委員会および田子浦、岩松両支所に備えつけてあります。

（教育委員会）

5月は交通道徳昂揚月間

まず市民運動として展開

市民の皆さん別記の一覧表をよくごらん下さい。この表は市内における交通事故発生状況を昭和三十二年度と三十三年度と比較したものです。ごらんになつてすぐわかりますように三十二年度にくらべて三十三年度の事故は著しく増加しており、その増加の比率も県内のそれとくらべても甚しく多いことがわかります。従つて市内における事故が如何に多いかということがわかると存じます。

三十二年度は御承知のように国体のあつた年です。従がつて国体開催に伴う当事者としての警察の異常な努力と「右側を歩きましょう」等の儒民運動の推進により一般市民全体が注意し合つた為に事故の発生が少なかつたことが考えられます。然しながら三十三年度は急激に増加し、遥かに県下の平均を突破し、遂には痛ましい学童の死亡事故を引起すにいたりましたこの様相は如何に当事者が異常な努力を払うとも如何ともなし得ない現実であつて、やはり全市民一人一人の関心を呼ぶことが絶対必要なわけでありまして、市民運動として展開しなければ到底防ぎ得べきものではありません。従つてここに教育委員会と交通安全協会と警察とが中心となつて市内の各種団体、学校、又はあらゆる層の協力を求めて、来る五月を交通道徳昂揚月間として市民運動を展開致すことに相成りましたので、市民一人残らずこの運動に参加されるよう希望致します。

交通道徳昂揚月間の主な行事予定

一、各種団体（婦人会、青年団、PTA、子供会、ボーイスカウト、青年会議所、交通諮者等）の積極的運動

二、映画会、座談会による啓もう

三、交通事故の展覧会

四、広報車による宣伝

五、パンフレットの配布

交通事故から先ず子供を守ろう

本年二月十五日午前十一時二十分頃市内本町四丁目（本州製紙西門附近）で丹羽正君（九才）同勝君（六才）の兄弟が自転車に相乗りして、トラックにはねられ勝君は即死、正君は一ケ月の重傷を負つた悲劇はまだ耳新らしいことですそのいたましい姿は市民の皆さん脳裏にやきついていることと存じます。この事故のあつた直後病床の正君から警察署宛に次のような意味の手紙が送られて来ました。

「おまわりさんほんとうにすみませんでした先日おまわりさんが僕達の学校へ来て交通事故のことについて注意することをたくさん教えて下さいましたが、僕がそれを守らないばかりにこんな事故を起し、弟を死なせてしまい、又おまわりさんにほんとうにめいわくをかけてしまいました。どうかゆるして下さい……」と。

何んという美くしい純真な気持でしょうか、自分達をひいたトラックを恨むことなく、つい先日警察の方から学校でいろいろ注意を聞いたばつかりなのに、それを守らない為事故を起した自分を子供ながらも反省して小いさい胸を痛めているのです。

皆さん、先ず子供を交通事故から守りましょう。

◆お母さん――貴女のお子さんは今どこにおりますか？　道路で遊んでいませんか。

◆お母さん――貴女は今朝学校へ行くお子さんにやさしい注意をして上げましたか。

◆お母さん――貴女は貴女のお子さんの登校する姿を御存知ですか。いつも定まつた一番安全の道を教えて上げましたか。

◆お母さん――貴女の一寸した心遣いが貴女のお子さんを守るのです。

皆んなで守ろう交通事故

1、せまい道路も注意は広く、いつも右側を歩きましょう。
2、横切る時は左右よく見て通れ
3、横断時斜横断なりません。
3、自転車に乗つたら左側決して二列にならないで、曲る時には手で合図。
3、大きい荷物や二人乗り、酔つて乗つてはなりません。
4、車の運転制限速度、徐行の励行致しましょう。
5、無免許運転言うことなし、酒に酔つたら乗りません。
6、追越前方確かめて決して無理は致しません。
7、道路に物を置くことは「私は人に迷惑をお掛け致しております」とはつきり示しております。

表

富士警察署管内事故発生件数表

種別	年	発生件数	死者	傷者	損害
32年		90	8	92	3.580
33年		142	10	140	45.980
比率		57%増	25%増	24%増	128%増

県内の比較（損害の単位千円）

種別	年	発生件数	死者	傷者	損害
32年		4.009	311	3.892	161.655
33年		5.480	330	5.064	161.647
比較		36%増	6%増	30%増	0%

公売公告

左記の建物を公売するので希望者は入札して下さい。

記

一、売払物件の所在
市立富士中央病院内

二、売払物件の種類及数量
木造建物四棟
◇一号棟木造瓦葺一部二階建一棟
建坪六六一、〇〇〇平方米（二〇〇坪）延坪七八六、五九平方米（約二三八坪）
◇二号棟木造トタン葺平家建一棟
建坪二六七、八四平方米（約八一、〇四坪）
◇三号棟木造トタン瓦葺平家建一棟
建坪三一八、〇九平方米（約九九、二七坪）
◇四号棟木造セメント瓦葺平家建一棟　建坪四二六、八七平方米（約一二八、二五坪）

三、入札及び開札場所
市立富士中央病院

四、入札及び開札日時
昭和34年5月11日午前10時

五、落札物件の撤出期限
契約締結の日から30日以内

六、契約締結期日
落札決定の日から3日以内

七、代金納入期日契約締結日

八、物件引渡期日代金納入日

九、入札心得を示す場所
市立富士中央病院内

十、その他　入札保証金不用

昭和三十四年四月二十五日

富士市　遠藤脩治